

第1期中期目標期間 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの積立金処分案について

積立金繰越の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第4項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件に合致する場合に承認する。

- ① 経営努力により生じたと認められるもの
- ② 経営努力が認定された目的積立金については、次期中期目標期間において使用計画があるもの
- ③ 法人の責に帰せない理由により、期中に使用が不可能または著しく困難な場合であり、かつ、次期中期目標期間において執行が予定されているもの
- ④ 費用進行基準適用の事業のうち、次期中期目標期間において使用計画があるもの
- ⑤ 納付する現金がない棚卸資産や、前渡金・前払費用等の経過勘定(次期に費用計上される予定の流動資産)

剰余金の主な内訳【計 6,973百万円】

目的積立金取崩残高
404百万円

【標準運営費交付金剰余金 319百万円】

経営努力認定対象
186百万円

震災による契約未了分
115百万円

前払費用等経過勘定
18百万円

【特定運営費交付金剰余金 6,251百万円】

産業支援拠点再整備	震災による移転業務の延期	21百万円
	多摩拠点補完工事	46百万円
	不要額	5,303百万円
その他事業	共済組合負担金	207百万円
	退職手当	640百万円
	廃PCB処理	20百万円
	駒沢庁舎移転準備	14百万円

積立金処分の承認(案)

次期中期目標期間における使用計画

- ・城東支所、城南支所のリース機器買取り、買換え
- ・その他、支所の機能強化に活用

経費削減への取組みによる効果	
賞与の削減	55百万円
契約の競争性拡大による節減	10百万円
墨田支所賃料の値下げ	1百万円
自己収入増加への取組みによる効果	
事業収入等の増収(計画対比)	114百万円
資産運用による収入	6百万円
不用物品の売払	1百万円

経営努力認定の考え方

前提 業務実績評価の評定「S」「A」「B」がおおむね80%以上

法人は東京都に対し、剰余金の金額と発生要因を報告

年度計画との対比により利益の発生要因を把握

① 交付金及び補助金等に基づく収益以外の収益が増加したことによる利益であって、当該利益が経営努力により生じたものであることを確認。
(会計基準71 参考4(1))

② 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が経営努力によるものであることを確認。
(会計基準71 参考4(2))

③ その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。
(会計基準71 参考4(3))

②使用計画認定

①経営努力認定

③により次期に繰越

⑤により次期に繰越

③により次期に繰越

④使用計画不認定

【不認定理由】
多摩拠点整備事業は、施設完成後1年以上経過するため、事業としては終了し精算する。修繕工事が必要な場合は、運営費交付金、繰越積立金、その他の財源措置で対応する。

都へ返納

次期繰越申請額
743百万円

都返納額
6,230百万円

(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。